

商業における労働災害防止対策



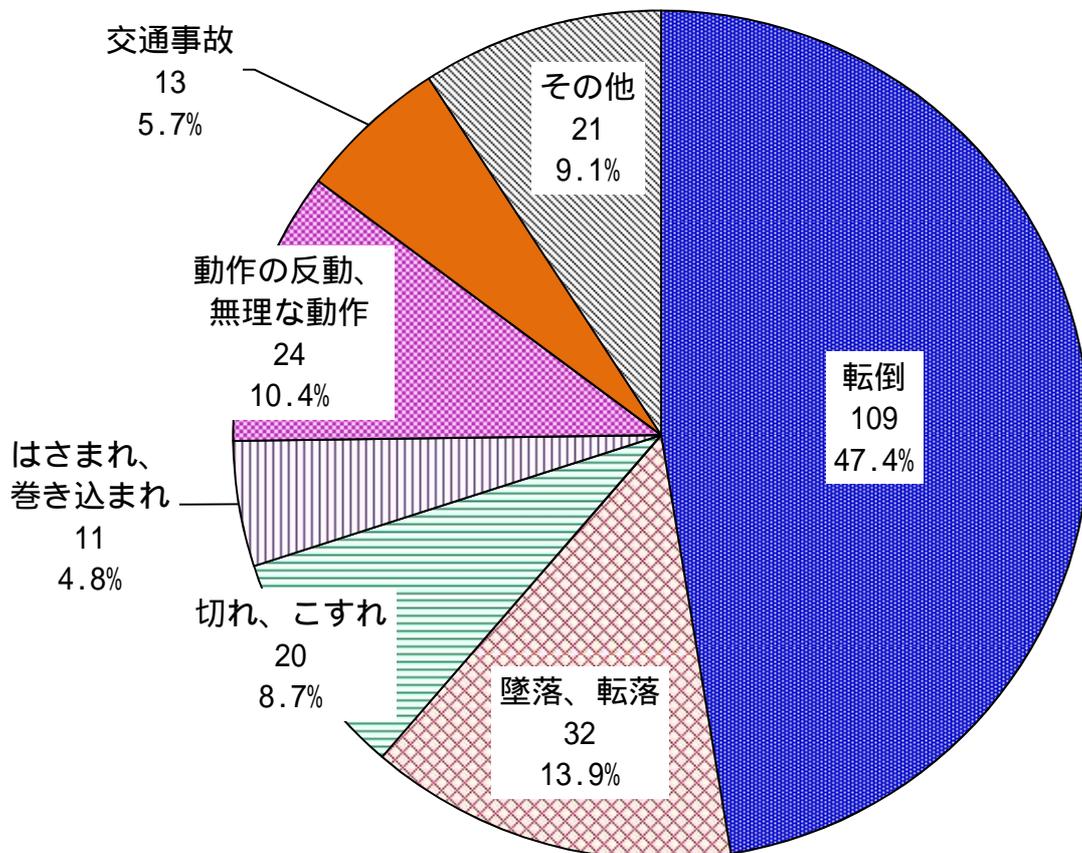
青森労働基準監督署

青森労働基準監督署管内の商業における労働災害は、ここ数年、全産業の15%～20%を占める状況にあり、その比率及び労働災害発生件数は10年前と比較してもほとんど減少しておらず横ばい状態が続いています。

労働災害の内容を見ると、作業床等や積雪・凍結路面上での「転倒」災害が47.4%と約半数を占めており、脚立、はしご等からの「墜落、転落」災害、包丁等の手工具による「切れ、こすれ」災害及び食料品加工用機械等による「はさまれ、巻き込まれ」災害も少なからず発生しています。

本冊子は、商業での労働災害防止のための対策をまとめたものです。
本冊子を活用していただき、事故のない職場を実現してください。

商業の事故の型別労働災害発生状況 【H20～H24】



平成 24 年における商業の主な労働災害発生事例

	発生月 時間帯	発生状況	性別	年齢
1	1月 13時台	事業場構内において、除雪車が除雪した直後の滑りやすい路面で転倒した。	男	60代
2	2月 7時台	事業場の駐車場に自家用車を止め、徒歩で事業場へ向かっていたところ、雪で足を滑らせ転倒した。	女	50代
3	2月 8時台	ロッカールームからフロアに移動する際、ストーブの電源コードに足を引っ掛け、廊下の段差に足を打った。	女	40代
4	3月 12時台	魚の内臓の除去作業中、持っていた包丁が魚の血で滑り、指を切った。	女	50代
5	4月 17時台	作業台の洗浄のため、まな板を床に置き、作業台の洗浄後、当該まな板を作業台に上げようとしたところ、手が滑り、持っていたまな板を足に落とした。	女	20代
6	5月 9時台	従業員駐車場から徒歩で事業場へ向かっていたところ、コンクリートの穴につまずき転倒した。	女	50代
7	9月 15時台	自動車を運転中、助手席の荷物を取ろうと助手席側に気を取られていたところ、道路左側の電柱に衝突した。	男	40代
8	11月 15時台	店舗飲料売り場において、脚立に上り飲料の補充作業中、脚立から降りる際、一番下の段で足を滑らし転落した。	女	40代
9	11月 19時台	事業場（ガソリンスタンド）において、洗車機に自動車を入れ、当該洗車機を稼働させた際、洗車機の裏側に回り込んだため、動作中の洗車機と壁の間に体が挟まれた。	男	30代

1 荷物の運搬等の際の災害防止

荷物の運搬についてのルールを定めましょう。

荷を積んだカゴ車、台車、ラック等は、**重量のためにはずみで動きやすく**、車輪に足を挟むことがあります。また、荷を高く積み過ぎると不安定になり、**崩落・転倒**につながり易いほか、視界がさえぎられるため**他者との接触**なども起こり易くなります。

これらの防止のため、次の事項などを定めましょう。

A 操作方法（**押し**か**引き**か）と、運搬を行う際の立ち位置（**前**か**後ろ**か）を定めましょう。



B 荷物の**積載高さ**の制限を定めましょう。



C 軽いもの重いものなど、**荷物の重量**に応じ、どの程度積載可能とするか、**目安**を定めましょう。



D 空のラック等は、転倒・棚板の落下等が考えられますので、**置き場所・集積の仕方**等を定めましょう。



その他

カゴ車、ラック、台車等、様々な搬送機器をどのように使い分けるかを定めましょう。
「職場における腰痛予防対策指針」（平成25年6月18日付け基発0618第1号）等を参考に、荷物を運搬する際の腰痛防止に関する事項を定めましょう。

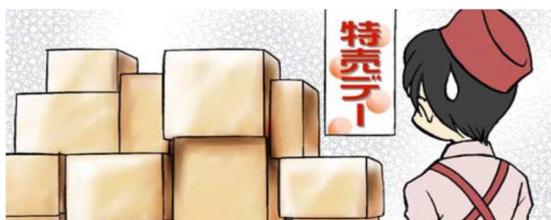
バックヤードにおける荷物の保管方法のルールを定めましょう。



衣

料品のバックヤードでは、使用されていない陳列用什器類がスペースを占有していることがあります。

使用しなくなった**什器類の廃棄基準**などを定め、定期的に整理を行いましょう。



食

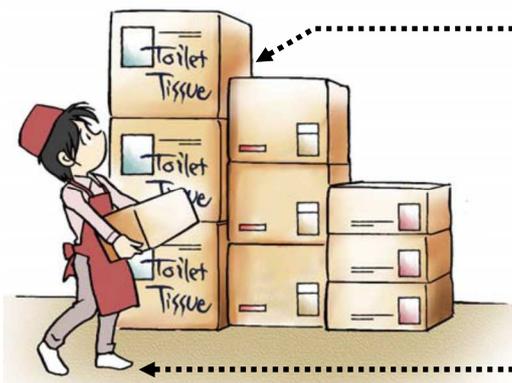
料品のバックヤードは、商品の回転が速く、量も多いことから整理方法について特に配慮が必要です。

最も荷物が多くなる状況を想定し、荷物の保管方法のルールを定めましょう。

住

製品等のバックヤードでは、段ボール箱等が高く積み上げられていることがあります。ヤードの広さなどを考えた上で、荷物の積み上高さの制限等を定めましょう。

また「**はい作業主任者**」の選任が必要な場合がありますので、留意しましょう。



「はい」とは？

バックヤード等に積み重ねられた段ボールなどの荷の集団を「はい」と呼びます。

「はい作業」とは？

「はい」の積み上げ、積み下ろし等の作業を「はい作業」と呼びます。

「はい
作業主任者」
とは？

手作業で高さ2 m 以上になる「はい作業」を行う場合には、「はい作業主任者」を選任する必要があります。

* 「はい作業主任者」は、「はい作業主任者技能講習」を修了した者の中から選任することが必要です。

* 「はい作業主任者」は、作業場所ごとや交代勤務の直ごと等、作業の区分に応じて選任することが必要です。

店舗内に立ち入る全ての荷役作業従事者にルールを周知しましょう。

荷物の運搬についてのルールや荷物の保管方法のルールは、関係する全ての作業者に周知しましょう。特に**自社の作業者と、テナントの作業者、運送会社の作業者等が混在**して作業を行う場合には、**連絡調整**を行うことが不可欠です。

自社の作業者に対しては、雇入れの際に労働災害防止の重要事項を含めて確実に教育しましょう。テナントの作業者や運送会社の作業者等に対しては、**店舗で定めたルールを書面にまとめ**、相手先の会社から教育・伝達させる方法が一般的です。

もちろん、自社の作業者と同時に教育を行うことができれば、より確実なものとなります。

2 通路等における転倒災害の防止

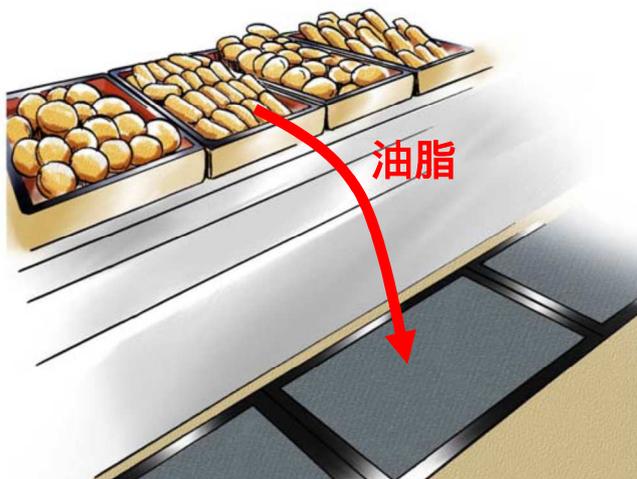
床に置かれた空段ボール箱に注意しましょう。



床に置かれた空段ボール箱は、意外に滑りやすく転倒災害の原因になりがちです。空段ボール箱を足元付近に置きながら商品の陳列作業を行う場合がよくあります。これらは、作業者本人はもちろん、近くを通行する他の作業者や来客へも危険を及ぼします。

商品の陳列作業は、空段ボール箱を整理しながら行いましょう。また使用後の空段ボール箱は放置せず、定められた場所に集積しましょう。

食品売り場の油脂に注意しましょう。

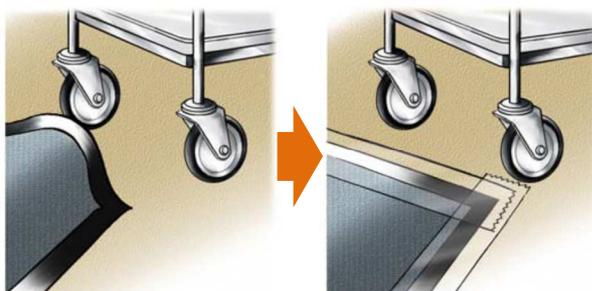


揚げ物や魚介類を扱う食品売り場付近は、**床に油脂が付着**して滑りやすくなり、転倒災害の原因になりがちです。

油脂のたまりやすい場所には、**吸湿性のあるマットを敷く**などの措置を講じましょう。既にマット等が敷かれている場合には、古くなっていないか、大きさが十分であるかなどをチェックしましょう。

それでも床に油脂が残る場合には、定期的な清掃を行いましょう。

足拭きマットへのつまずきに注意しましょう。



足拭きマットは油脂等を吸収してくれる反面、つまずき易く、転倒災害の原因になりがちです。

特に**波打った状態のマット**は、足やカートの車輪等をつまずかせる原因になります。マットの周囲を**テープで固定**するなど、つまずき防止の対策を行いましょう。

スイングドア付近の出会い頭に注意しましょう。



スイングドアの付近は出会い頭の衝突を招きやすく、転倒災害の原因になりがちです。

スイングドア自体を無くし、**自動ドアに変える**、あるいは**窓を付けて**ドアの反対側を確認できるようにする等、できるだけ設備的な対策を講じましょう。

「左側通行」、「右側通行」等のルールを定める場合は、できるだけ**店舗統一**のものにしましょう。また**注意喚起の表示方法等も分かり易く**統一し、守りやすいものにしましょう。

大型冷蔵庫の扉前のスペースを確保しましょう。



食料品のバックヤードにある大型冷蔵庫は、特に「**外開き戸**」の場合、通行人との接触の恐れが高くなります。

扉を開く面積が少なくすむ「**引き戸**」に交換するなどの方法がもっとも確実です。

これらが行えない場合は、整理整頓をし、扉前のスペースを十分確保しましょう。

階段からの転落に注意しましょう。



前方や足元が見えないほどの**荷物の持ち方**をしないようにしましょう。

走らず、**手すりを持って**昇降しましょう。

床清掃によるからの転倒災害を防ぎましょう。

商業の中でもスーパーマーケット等については、魚介類の加工を行っている作業場において、床面を水清掃する機会が多く、転倒災害の原因になりがちです。

清掃中は床が濡れて滑りやすくなるだけでなく、**排水溝の蓋が外されるなど、作業場内が一時的に雑然となることが多く**、転倒の危険が非常に高くなります。

次のような点に注意し、転倒災害を防止しましょう。

床面の施工等による対策



床材が摩耗した個所は、凹凸によって水たまりができ、滑りやすくなるので補修する。

床材を濡れても滑りにくい材質に変更する。また、摩耗しづらい丈夫な材質にする。

掃除の際の水が他の区画まで流れていかないよう、排水溝を増設する。

掃除機の選定等による対策

前方で床洗浄をし、後方で水を切るタイプの掃除機を導入する。

余分な水の出にくい、スチームクリーナー等を導入する。



作業方法等による対策



滑りにくい靴や長靴を備え、作業者に使用させる。清掃後は、ワイパーやスポンジブラシを用いて、余分な水を排水溝に流し込む。

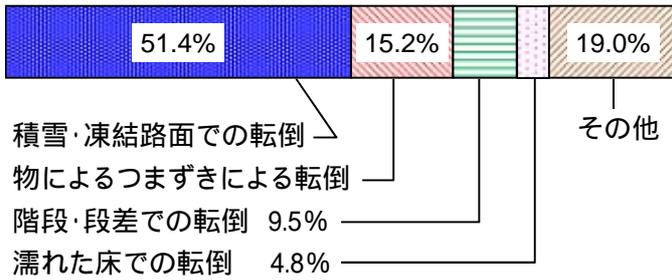
清掃のため取り外した機械類のカバー、部品、排水溝の蓋等は、通行の妨げになるので、速やかに復旧する。

清掃中の区域は転倒災害の危険性が高まるので、他の部門の作業者が横切らないよう、立入禁止表示を行う。

また、可能であれば、部門単位の清掃を避け、一斉清掃のみに限定する。

物によるつまずきを防ぎましょう。

商業転倒災害発生状況分析〔H20～24 労働者死傷病報告（青森労基署管内）〕



積雪・凍結路面での転倒が半数以上を占めていますが、物によるつまずきも15.2%と少なからず発生しています。

通路に物を置きっぱなしにするなど、通路が十分に確保されていないことが転倒災害発生の大きな要因となっていると思われます。

次のような点に注意して、物によるつまずきを防ぎましょう。

整理整頓と物の置き場所等

コンテナや製品の箱類は、置き場所を定め、通行や見通しに支障のないようにする。

積み上げ高さの上限を定め、崩壊、倒壊のおそれのないようにする。



特に転倒原因になりやすい物

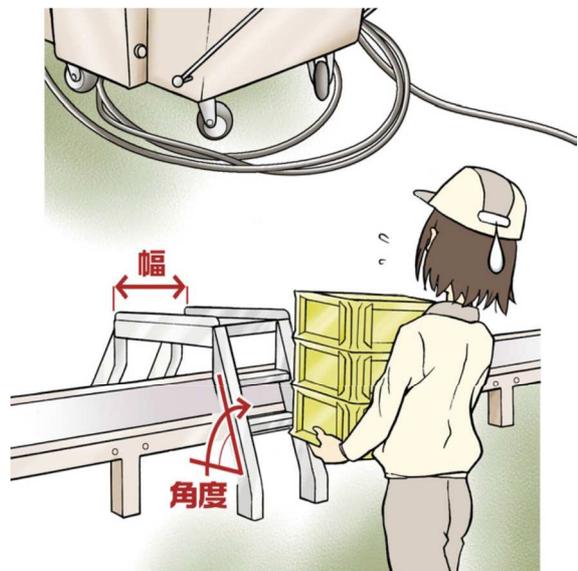
台車類は、足をかけた際に転倒の原因となりやすいので、置き場所を決めて通行の妨げにならないようにする。



コンベア類を跨ぐための**渡り階段**については、荷物の運搬も考慮の上、通行に十分な**横幅**と通行しやすい**傾斜角度**を確保する。

また、**手すり**の設置等、墜落、転落の防止措置を講ずる。

機械類の**電気コード**は、つまずきの原因となりやすいので、固定または、通行の妨げとならない配線をする。特に、**可動式の機械類**の電気コードの配線に注意する。



「転倒災害」は、個人の行動の仕方や注意力によるところが大きく、防止対策が難しいといわれています。しかし、商業では、ここに示すような事例が少なからず見られます。

廊下や階段を走らない、前方が見えないほどの荷物の持ち方をしないなど、個人の行動も大切ですが、**可能なものは職場側が率先して対策を講じましょう。**

3 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

決まりきった形の災害がなぜ、なくなるのか？

- 回転や動作をさせながら機械の清掃を行おうとした。



- 目詰まりやピックミスなどトラブルの際、思わず手を出した。



機械による災害のほとんどがこのような形で発生しています。
なぜ、これらの災害が繰り返されるのでしょうか？



「そうじ、調整等の場合の運転停止」は、労働安全衛生規則 107 条にも定められています。

事業場によっては、**場内に掲示**などを行っているところもありますが...

個々の機械について、「具体的な停止の手順」を定めている事業場は少ない状況です。

具体的な手順の取り決めが必要です。



- どのような場合に機械を停めるべきか？
- 停止ボタンを押すとライン全部が止まってしまうのか？
- どこからどこまでが停止するのか？
- 停止後の復旧はどのように行うのか？
- **作業者の判断のみで「運転停止」を行うことは、現実には非常に難しい**と思われます。

「運転停止」の徹底を単に促すだけでは十分な効果を望めません。

ラインや機械の動作を確認し、作業の実態に合わせた具体的な手順、「安全作業標準」を検討し、定めることが必要です。

危険な作業が行われていないか、管理者が把握すべきです。



管理者の知らないところで「安全装置の無効化」など、危険な作業が常態的に行われていることがあります。

機械災害のあった事業場を調査すると、**安全装置の無効化**が少なからず認められ、管理者が知らないうちに行われていたものが多くなっています。

OJT教育が主流である昨今では、**管理者の知らないところで危険な作業が行われていることも珍しくありません。**

現場で危険な作業が行われていないか、作業者に**実際の作業手順**を書き出させてチェックし、「安全作業標準」を定めることが必要です。

過去の災害事例に学びましょう。



機械を止めることが**本当に可能だったのか？** 機械と作業の実態を調査しなければ、同種災害の再発を確実に防ぐことはできません。

災害やヒヤリハット事例があった際に、対策を検討しているか？安易に作業者に注意勧告をするだけで、終わっていないか？

災害は二度と繰り返してはならないものですが、同時に、管理者が知らなかった危険な作業を知る貴重な機会でもあります。

災害発生原因を被災者の不注意と決めつけず、**実際の作業手順と機械をチェックし、対策を検討**しましょう。

設備対策を優先して考慮しましょう。



安全装置などを備え、管理者は、**安全装置が無効化されていないことを監視**する。「設備による対策」を優先しましょう。

- 以上のとおり、「安全作業標準」の作成は不可欠です。しかし、「安全作業標準」は必ずしも遵守されるとは限りません。可能なものについては、カバーを開けば停止する構造にする等、設備自体に対策を講ずる方が、より確実性が高くなります。
- 作業の状況を監視するよりも、安全装置が有効に使用されているかを監視する方が、管理の上でも確実です。
- 現在使用している機械に安全装置を備える等の他、**製造時期があまりにも古い機械**については、安全衛生管理の面からも、**計画的な更新**を推進すべきです。
- トラブルによる「チョコ停」があまりにも多い機械は、稼働率や生産効率の上で不利だけでなく、**安全装置の無効化などを招きがち**です。機械メーカーとの協議も一つの方法です。

4 安全衛生管理活動について

安衛法：労働安全衛生法、安衛則：労働安全衛生規則

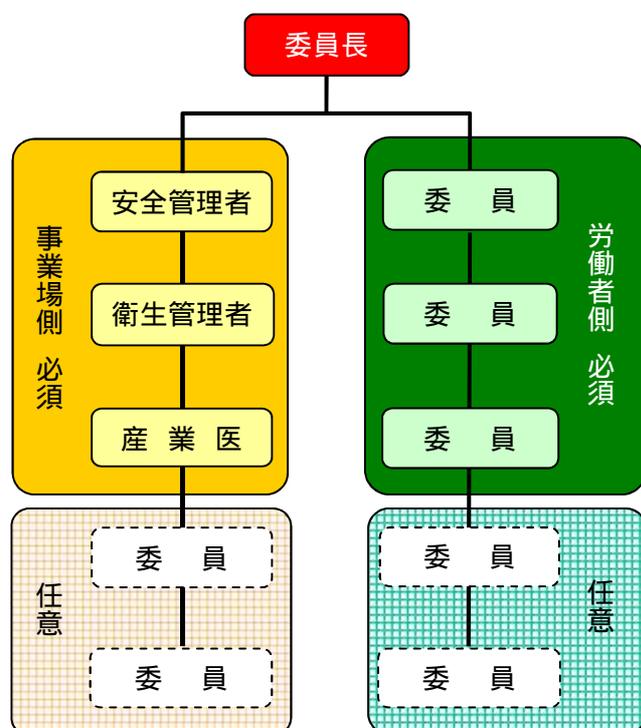
安衛法の定める安全衛生管理体制（労働者数10人以上50人未満の事業場）

- 安全衛生推進者を選任し、その氏名を関係労働者に周知させる必要があります。
(安衛則 12 条の 2～4)
- 常会・職場懇談会等で、安全衛生に関する労働者の意見を聴く機会を設けるようにすることが必要です。(安衛則 23 条の 2)
労働者数 50 人に近い事業場は、次項、50 人以上の事業場が行うべき活動に準じた活動を行うよう努めましょう。

安衛法の定める安全衛生管理体制（労働者数50人以上の事業場）

- 安全管理者（商業のうち燃料小売業、各種商品卸・小売業、家具・建具・什器卸・小売業のみ）、衛生管理者、産業医を選任し、監督署に選任報告を行うことが必要です。(安衛則 4、7、13 条)
また、労働者数 300 人以上の事業場については、総括安全衛生管理者を選任し、監督署に選任報告を行うことが必要です。(安衛則 2 条)
- 安全衛生委員会を設置し、毎月一度会議を開催し、議事のうち重要なものについては、委員会の開催の都度遅滞なく労働者に周知し、記録を 3 年間保存することが必要です。(安衛則 23 条)
- 安全衛生委員会の委員は、次のルールに則って構成する必要があります。(安衛法 17～19 条)

安全衛生委員会の委員構成のルール



- 委員会の委員長には、店長等、事業を総括管理する責任者、またはこれに準ずる者が就く必要があります。
- 安全管理者、衛生管理者、産業医をそれぞれ1名ずつ以上、委員に含めることが必要です。
- 労使が一体となって安全衛生活動に取り組めるよう、委員の半数については労働組合などの推薦に基づき選任することが必要です。
組合がない場合は、労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき委員の選任を行うことが必要です。

最少人数で委員会を構成する場合、左図のように計7人となります。

- 委員長..... 1人
- 事業場側委員..... 3人
(安全管理者・衛生管理者・産業医)
- 労働者側委員..... 3人

- 安全衛生委員会で調査審議等を行うべき事項については、法律等による定めがあります。
労働安全衛生法、労働安全衛生規則に挙げられたものを要約すると、次ページのとおりです。

- **基本的事項** (安衛法第 17、18 条)
 1. 労働者の**危険を防止**するための基本となるべき対策に関する事。
 2. 労働者の**健康障害を防止**するための基本となるべき対策に関する事。
 3. **労働災害の原因及び再発防止対策**で、安全衛生に係るものに関する事。
 4. その他労働者の**危険の防止、健康障害の防止及び健康の保持増進**に関する重要事項
- **その他重要事項** (安衛則第 21、22 条で、上記 4.に含まれるとされたもの)
 1. **安全衛生に関する規程**の作成に関する事。
 2. **リスクアセスメント等**に関する事。
 3. **安全衛生に関する計画**の作成、実施、評価及び改善に関する事。
 4. **安全衛生教育**の実施計画の作成に関する事。
 5. **化学物質の有害性の調査**並びにその結果に対する対策の樹立に関する事。
 6. **作業環境測定**の結果及びその結果の評価に基づく対策の樹立に関する事。
 7. **各種健康診断等**の結果に対する対策の樹立に関する事。
 8. **労働者の健康保持増進**を図るため必要な措置の実施計画の作成に関する事。
 9. **長時間労働**による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関する事。
 10. 労働者の**メンタルヘルス対策**の樹立に関する事。
 11. 労働基準監督署長等から文書により命令、指示、勧告又は指導を受けた事項に関する事。

衛生委員会の活動内容を見直しましょう。

- 50人以上の事業場のうち約7割は、各管理者等の選任、委員会の開催等を概ね適正に行っていました。しかし、そのうち約6割の事業場が、最も基本的な事項である「労働災害の原因及び再発防止対策」などの討議を適切に行っていませんでした。
商業のうち食料品を取り扱う事業場では、異物混入防止、細菌繁殖防止、害虫の飛来防止など、**食品の安全衛生管理に関する事項が討議の中心になりがちです**。職場巡視活動なども同様の視点である場合が少なくありません。
- 現在の調査審議内容、安全衛生管理活動の内容に、「**労働安全衛生**」**管理のための視点**を確実に具備するよう留意して下さい。

安全衛生委員会の委員に現場作業者を含めましょう。

- 約半数の事業場は、安全衛生委員会の委員に現場作業者を含めていませんでした。現場作業者にパート労働者が多く、委員に指名しづらいことが原因のひとつです。
- 安全衛生管理活動を推進するためには、労働災害防止の当事者であり、現場を熟知している作業者を討議に参画させることが不可欠です。**安全衛生委員会の委員には、必ず現場作業者を含めましょう**。またパート労働者を委員に指名する場合には、パート勤務の時間内に委員会の開催を行うよう配慮しましょう。

委員等の職務を明確に定めましょう。

- 安全管理者、衛生管理者、産業医、委員会の委員等が適切に選任されているものの、その職務(職場巡視等)の実施が十分でない事業場がしばしば見られました。特に、事業場内部の会議の延長上で委員会を組織している場合に、このような例が見られました。
- **安全管理者、衛生管理者、産業医**には、それぞれ職場の巡視を行わせる等、**職務を明確に定め**、職務を行うために必要な権限を経営トップから与えるようにしましょう。
- **安全衛生委員会の委員**には、各部門の代表者として意見を求め、討議・決定事項を所属部門へ持ち帰り「**パイプ役**」を果たさせることが望めます。
委員の職務を明文化し、経営トップから任命書を手渡しして重要性を認識させるなどの方法も有効でしょう。また、定期的に各委員の活動状況を報告させる等の方法も考えられます。

5 今後の安全衛生管理活動について

リスクアセスメントが努力義務化されました。

- 平成18年4月1日施行の労働安全衛生法改正により、「リスクアセスメント」等の実施が努力義務化されました。（事業場規模にかかわらず対象となります。）事業者は、職場における労働災害発生の原因（リスク）を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査「リスクアセスメント」を行い、その結果に基づき必要な措置を実施するよう努めなければなりません。（安衛法28条の2）
- 過去に発生した災害に対し、再発防止対策を講ずるだけでは、十分でないとわれ始めています。今後の労働安全衛生管理には、発生し得る災害を予測して、あらかじめ手を打っておく「未然防止」が求められています。「リスクアセスメント」は、この「未然防止」を適切に行うための手段です。「リスクアセスメント」の導入及び、これを中核とした「労働安全マネジメントシステム」の導入に努めることが、今後の事業者の責務です。

【例】

頻度	可能性	重篤度	リスク ポイント	リスク
4	+	4	+	10
			=	18
				□

頻度	点数	内容の目安	重篤度	点数	災害の程度・内容の目安
頻繁	4	1日に1回程度	致命傷	10	死亡や永久的労働不能につながるけが障害が残るけが
時々	2	週に1回程度	重傷	6	休業災害（完治可能なけが）
ほとんどない	1	半年に1回程度	軽傷	3	不休災害（医師による措置が必要なけが）
			軽微	1	手当て直ちに元の作業に戻れる微小なけが

可能性	点数	内容の目安	
		危険検知の可能性	危険検知の可能性
確実である	6	事故が発生するまで危険を検知する手段がない	危険に気がついた時点では、回避できない
可能性が高い	4	十分な注意を払っていないければ危険がわからない	専門的な訓練を受けていないければ回避の可能性が低い
可能性がある	2	危険性又は有害性に注目していれば危険が把握できる	回避手段を知っていれば十分に危険が回避できる
ほとんどない	1	容易に危険が検知できる	危険に気がつけば、けがをせずに危険が回避できる

リスク	点数 (リスクポイント)	優先度	取扱基準
	12～20	直ちに解決すべき問題がある	直ちに中止または改善する
	9～11	重大な問題がある	早急な改善が必要
	6～8	多少問題がある	改善が必要
	5以下	必要に応じて低減措置を実施すべきリスク	残っているリスクに応じて教育や人材配置をする

関連指針・告示

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」

（平成11.4.30 労働省告示第53号、改正 平成18.3.10 厚生労働省告示第113号）

「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18.3.10 指針公示第1号）

「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（平成18.3.10 指針公示第2号）